

寒川町における学校適正化に係る教育の在り方について（案）

- 寒川町の教育は、「寒川町教育大綱」及び「寒川町教育振興基本計画」に基づき推進する。
- 学校の適正化は、「寒川町教育振興基本計画」等に掲げる教育目標を実現するための環境を備えた学校の新たな「かたち」づくりを行うものである。
- 本町教育の一層の充実を図るため、これまで取り組んできた小・中学校の連携を強化し、児童生徒の9年間の成長を支える「小中一貫教育」について検討する。
- 併せて、教職員の負担軽減、教職員が多様な子どもに関わる時間の確保及び個別最適な学びの推進に向けた指導体制の強化として、「少人数教育」について検討する。
- 加えて、令和5年度までに町内全校で取り組むことを目途に、順次導入を図っているコミュニティ・スクールを通じて、地域との連携・協力を発展させていく。

めざす子どもの姿「さむかわっ子」

- ◎ 自分の力で未来を切り拓いていけるよう、知（確かな学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな心身）の調和のとれた生きる力を身につけた子どもたち
- ◎ 予測困難な時代にあって、情報技術の急速な進展に対応するとともに、多様化する世界を前に、互いの文化的違いや価値を受け入れ、尊重し、新たな関係性を創造することを目指す多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜く子どもたち

